

## 第 7 章 成年後見制度利用促進

## 1 成年後見制度利用の促進に関する動向

---

### (1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でないかたについて、その人の権利を守る人（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

国では、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下「利用促進法」という。）を制定するとともに、この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国第二期計画」という。）を閣議決定しました。

利用促進法において、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を策定することが規定されており、また、国第二期計画では、市町村の役割として、成年後見制度の利用に関する関係団体との連携の中核となる機関の整備等について定めております。

こうしたことを踏まえ、本市では、令和4年1月に中核機関となる秋田市権利擁護センターを設置するとともに、令和4年3月に令和4年度から令和5年度までを計画期間とした秋田市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた取組を行い、支援が必要なかたを適切な支援につなげる体制を整備したところであります。

本市は、もともと高齢者も多く、認知症高齢者のかたが人口に占める割合も高いことから、従来から認知症施策への取組など対応を行っていますが、人口に占める老年人口割合の増加が見込まれるなかで、支援を必要とするかたは増加し続けることが想定されます。

そのため、本市の成年後見制度利用促進に関する基本的な方向性と取組を明らかにし、計画的に進めることにより、支援を必要とするかたが、成年後見制度を利用し、法律面や生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることなく安心して暮らしていくことができるようにしていく必要があります。

### 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人や保佐人、補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことで、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。平成11年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度に代わって制定され、平成12年4月から施行されています。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

#### ○法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。法定後見は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。

	後見 (成年後見人)	保佐 (保佐人)	補助 (補助人)
対象となるかた	判断能力が欠けているのが通常の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為（※1）	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為（※2）
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日用品の購入など、日常生活に関する行為は含まれません。

※2 補助人が同意または取り消すことができるものとして裁判所が定める行為は、民法第13条第1項に記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為や増改築など）の一部に限られます。

※3 成年後見人等が代理することができる行為のうち、本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

#### ○任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

(2) 本市の現状

ア 認知症高齢者数の推移

厚生労働省における「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」が報告されており、認知症患者の推定有病率が示されています。この率を本市に当てはめると、認知症高齢者数は、令和17年に22,471人と推計されます。

▼認知症高齢者数の推計（各年齢層の認知症有病率が一定と仮定した場合）

	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
各年齢層の認知症有病率が一定と仮定した場合の将来推計人数/(有病率%)	19,601 (19.0)	21,533 (20.8)	22,471 (22.0)	21,736 (21.4)

(秋田市長寿福祉課において推計)

イ 成年後見制度利用者数の推移

本市の成年後見制度利用者は、令和5年から令和6年までの1年間に17人増加し399人となっており、認知症高齢者等の増加とともに今後も増えることが見込まれます。

▼秋田市の成年後見制度利用者数の推移（各年7月末時点：人）

年	後見	保佐	補助	計
令和3年	271	63	21	355
令和4年	270	64	20	354
令和5年	287	70	25	382
令和6年	294	76	29	399

※秋田家庭裁判所調べ

ウ 秋田市成年後見制度利用促進基本計画における取組状況

第1期の計画では、成年後見制度利用の促進に向けた3つの基本目標を掲げ、目標ごとに成果指標を設定し、施策に取り組んできました。

秋田市権利擁護センターを中心とした地域でのネットワーク構築により、相談件数は目標値を上回っている一方、成年後見制度の内容など、その認知度は十分ではない状況となっています。

## 第7章 成年後見制度利用促進

### 基本目標1：権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

指標	令和4年度	令和5年度
協議会の開催回数	【目標値】2回 【実績値】2回	【目標値】2回 【実績値】2回
中核機関の相談受付件数	【目標値】300件 【実績値】1,583件	【目標値】315件 【実績値】1,479件
中核機関の支援件数	【目標値】100件 【実績値】662件(33人)	【目標値】105件 【実績値】524件(38人)

### 基本目標2：利用者がメリットを実感できる制度運用

指標	令和4年度	令和5年度
後見等市長申立件数	【目標値】18件 【実績値】13件 (長寿9件、障がい4件)	【目標値】19件 【実績値】14件 (長寿9件、障がい5件)
市長申立報酬助成件数	【目標値】28件 【実績値】11件 (長寿10件、障がい1件)	【目標値】33件 【実績値】15件 (長寿11件、障がい4件)
市長申立以外報酬助成件数	【目標値】28件 【実績値】18件 (長寿13件、障がい5件)	【目標値】33件 【実績値】28件 (長寿16件、障がい12件)

### 基本目標3：制度理解と不正防止の仕組みの構築

指標	令和4年度	令和5年度
成年後見制度に関する市民向け講演会の実施回数	【目標値】2回 【実績値】2回	【目標値】2回 【実績値】2回
市民意識調査における成年後見制度の認知度(内容を含め知っている人の割合)	【目標値】70.0% 【実績値】42.3%	【目標値】—  当該調査は5年ごとに実施している。 次回調査は令和9年度となる。

## 2 計画の基本的事項

---

### (1) 計画の位置づけ

第2期秋田市成年後見制度利用促進計画（以下「第2期計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、秋田市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として定めるものです。なお、本計画は、秋田市地域福祉計画の基本目標3「利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり」に位置づけられます。

### (2) 成年後見制度利用の促進にあたっての基本的な考え方

認知症や知的障がい、精神障がいにより財産の管理または日常生活に支障のあるかたの自己決定の尊重と権利擁護のため、法律や福祉の専門職団体、地域の関係団体とさらなる連携を図り、地域連携ネットワークの強化を進める必要があります。

また、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの増加が見込まれることから、成年後見制度などの支援が必要なかたに適切につなげるために、本人の身近な支援者や地域住民が成年後見制度等について理解している必要があります。

### (3) 目指す姿と取組の方向（目標）

人口減少と少子高齢化が急速に進む本市においては、市民一人ひとりが、仮に支えが必要となった場合であっても、その有する能力などに応じ、その人らしく可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を営み続けていくことのできるまちづくりに取り組むことが重要となっています。

すべての市民の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう必要とされる支援を行うことで、「みんなでつながり みんなで築く暮らしの安心地域のしあわせ」の実現を目指すため、次の2つの目標を設定します。

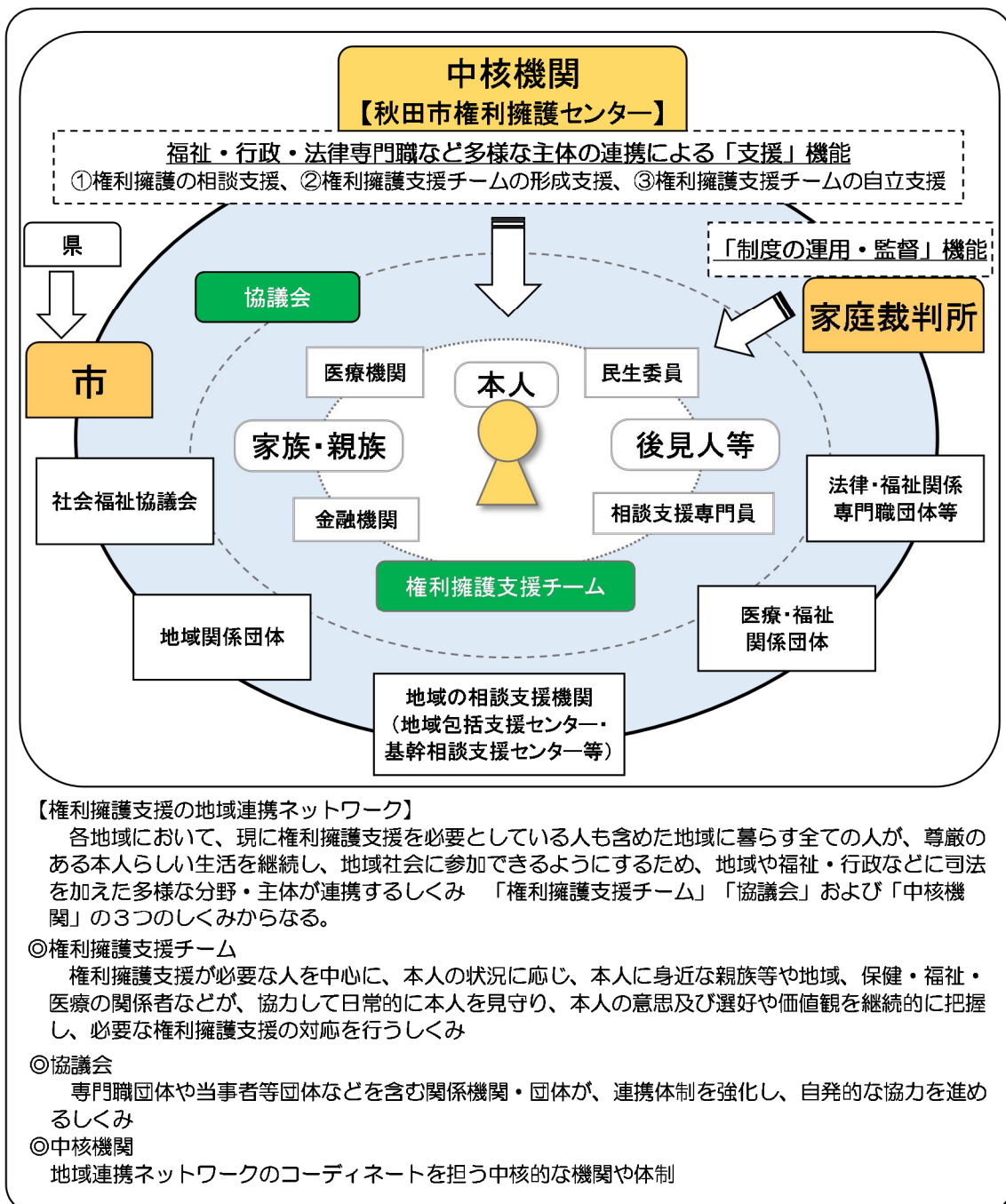
#### 目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用が必要なかたを早期に発見し、医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が連携して、本人を地域で支えることのできる地域連携ネットワークを構築する。

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用

成年後見制度の運用においては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面を重視する体制を整備する。また、成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全なものとなるよう、制度の正しい理解を図り、関係機関と連携して不正を防止する仕組みを構築する。

参考：権利擁護支援の地域連携ネットワーク概念図



(4) 取組の体系

目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

取組1 地域連携ネットワークの構築

- (1) 本人を後見人とともに支えるチームによる対応
- (2) 【新規】中核機関のコーディネート機能の強化
- (3) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (4) 秋田市成年後見制度利用促進協議会の設置、運営

目標2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の制度運用

取組2 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- (1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備
- (2) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解

取組3 適切な後見人等の選任・交代の推進

- (1) 家庭裁判所が適切な後見人を選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備

取組4 関係機関の連携による不正防止への取組

- (1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止

取組5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

- (1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 【新規】任意後見制度の利用促進

取組6 関係機関の連携による担い手の確保・育成等への取組

- (1) 【新規】担い手の確保・育成等の推進



### 3 目標に対する指標と取組内容

#### 目標1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

【指標】

医療・福祉・司法の専門職や地域の関係者が参画する「地域連携ネットワーク」は、多様な主体が参画する協議会における話合いや協議を重ねていくことで共通理解が進み、その構築が図られていきます。また、地域連携ネットワークの中心となる中核機関が相談対応や支援を積み重ねていくことで、関係機関の連携が強化されます。

そのため、本市では、目標1の評価指標を「成年後見制度利用促進協議会の開催回数」、「中核機関の相談受付件数」、「中核機関の支援件数」に設定します。

指標	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	目標値	目標値	目標値	目標値
成年後見制度利用促進協議会の開催回数	2回	2回	2回	2回
中核機関の相談受付件数	2,400件	2,450件	2,500件	2,550件
中核機関の申立支援件数	1,200件	1,225件	1,250件	1,275件

目標値について、2024年度の成年後見制度利用促進協議会の開催回数が2回と見込まれること、中核機関の相談受付件数および申立支援件数がそれぞれ2,355件、1,164件と見込まれることを踏まえ、記載の数値とします。

## 取組1 地域連携ネットワークの構築

## 《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 本人を後見人とともに支えるチームによる対応	権利擁護支援が必要な人を中心に、後見等開始前においては、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、後見等開始後は、これに後見人が加わり、本人の意思および選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応をします。
(2) 【新規】中核機関のコーディネート機能の強化	秋田市権利擁護センターが中核機関として、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容を検討し、ふさわしい支援につなぎます。その支援にあたっては、地域連携ネットワークのコーディネート役として、専門職団体や関係機関等と連携や協力体制の強化を図り、円滑にチームを支援します。
(3) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援および早期の段階からの相談・対応体制の整備	<p>高齢者や障がいのあるかたと日常的に接する機会が多い保健・福祉・医療の関係者の制度理解を促進し、権利擁護支援を要する人を速やかに必要な支援につなげます。</p> <p>また、早期の段階から、任意後見や後見・保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について、必要な人が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。</p>

## 第7章 成年後見制度利用促進

取組	取組の方向性
(4) 秋田市成年後見制度利用促進協議会の設置、運営	法律・福祉関係の専門職団体や相談機関が、チームに対して必要な支援を行えるよう組織した「秋田市成年後見制度利用促進協議会」において、各団体の取組や課題などの情報共有を行うとともに、連携体制の強化により、自発的な協力を促します。

目標2 尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度運用
---------------------------------

## 【指標】

身寄りがいないなどの理由で後見等の申立てが困難なかたについて、市長が申立てを行うことや、申立てに係る費用や選任された成年後見人等への報酬にかかる費用を負担できないかたに対する助成を行うことは、高齢者、障がいのあるかたが、住み慣れた地域で本人らしい生活を送ることができるようにするための意思決定支援の推進につながります。

また、成年後見制度などの支援を必要なかたに適切につなげるためには、本人の身近な支援者や地域住民が成年後見制度等について理解する必要があります。適切な制度の理解は、結果的に親族後見人等による不正を未然に防ぐことにもつながります。

そのため、本市では、「後見等市長申立件数」、「市長申立報酬助成件数」、「市長申立以外報酬助成件数」、関係団体や地域住民の団体を対象とする「成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数」、および「成年後見制度の市民の認知度」を目標2の評価指標に設定します。

指標	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	目標値	目標値	目標値	目標値
後見等市長申立件数	19件	20件	21件	22件
市長申立報酬助成件数	16件	20件	24件	28件
市長申立以外報酬助成件数	36件	44件	52件	60件
成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数	240人	260人	280人	300人
成年後見制度の市民の認知度 (市民意識調査における制度内容を知っている割合) ※当該調査は5年ごとに実施 次回調査は2027年度	—	—	80.0%	—

目標値について、2024年度の後見等市長申立件数、市長申立報酬助成件数および市長申立以外報酬助成件数がそれぞれ18件、14件、31件と見込まれること、成年後見制度等に関する市民向け講演会および出前講座の参加者数が

## 第7章 成年後見制度利用促進

230人と見込まれること、2022年度における成年後見制度の市民の認知度が76%であることを踏まえ、記載の数値とします。

### 取組2 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

#### 《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備	<p>本人の心身の状態および生活の状況等に即した意思決定支援や身上保護等による成年後見制度の運用となるよう、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者と成年後見人等が連携し、チームとして関わる体制づくりを推進します。</p> <p>また、意思決定支援の取組が、保健・福祉・医療の関係者や地域住民に浸透するよう、国や県などが実施している意思決定支援研修などを通じて、普及啓発を図ります。</p>
(2) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解	<p>様々な媒体を活用し、市民に対する成年後見制度の普及啓発を実施し、利用数を増加させるだけでなく、意思決定支援の視点を含めて、正しく適切な制度理解を図ります。</p> <p>また、認知症や障がい等により判断能力が低下した人が、身近な地域で、引き続き本人らしい生活ができるよう、地域での見守り活動を推進するほか、親族後見人等が後見人業務に関しての相談ができるような窓口を整備します。</p>

取組3 適切な後見人等の選任・交代の推進

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 家庭裁判所が適切な後見人等の選任や交代ができるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備	本人のニーズや課題、状況の変化等に応じた柔軟な対応がなされるよう、本人の状況について、支援者等からの情報が的確に家庭裁判所へ伝わるよう、連携体制を整えます。

取組4 関係機関の連携による不正防止の徹底

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 地域連携ネットワークや後見人等を含むチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止	地域連携ネットワークやチームの一員として後見人等が孤立することがないように必要な支援を行うことで見守り環境を整備し、不正の未然防止を図ります。また、広く市民への制度理解を促し、普及啓発を行うことで、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。
(2) 家庭裁判所や専門職団体と連携した、不正防止のための連絡体制整備	家庭裁判所や専門職団体と不正に関する情報交換を行うとともに、不正と思われる事案の発生時には、速やかに選任機関である家庭裁判所への情報提供が行えるよう連絡体制を整備します。

取組5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	秋田市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業から保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについて、スムーズに成年後見制度へ移行できるようにします。

## 第7章 成年後見制度利用促進

取組	取組の方向性
(2) 成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度の利用が必要な状況でありながら、申立てをする親族がいないなどの理由で後見等開始の審判申立てが困難なかたについて、市長が申立てを行います。なお、申立てにあたり、成年後見制度を必要とする人が迅速に制度利用できるようにするため、相談から申立てまでの日数について90日以内を目途に、その状況に応じて期間短縮を図るなど適切な実施に努めます。</p> <p>また、低所得者等についても制度を活用できるように、申立て理由や後見類型に関わらず、成年後見制度利用に関する申立て費用および後見人等の報酬に関する費用助成を行います。</p>
(3) 【新規】任意後見制度の利用促進	<p>本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的活用される必要があることから、関係者と連携し、制度の周知を行うことで、同制度の利用を促進します。</p>

### 取組6 関係機関の連携による担い手の確保・育成等への取組

#### 《主な取組》

取組	取組の方向性
(1) 【新規】担い手の確保・育成等の推進	<p>認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増しており、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があることから、秋田市社会福祉協議会による法人後見業務のさらなる推進を図るとともに、市民後見人について、秋田県との連携・協力により、その確保・育成等を推進するほか、本人の意思決定支援などの幅広い場面での活用について、検討を進めます。</p>